

# 令和4年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年2月24日(木) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	(欠席)
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	8番 坂下 正幸	(欠席)
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員

11番 山本 秀夫                      13番 田上 正男

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 高 義見

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩      事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について
- (5) 議案第8号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

- (1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第2号 農地改良届について

## 8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 2 1

事務局長	<p>本日は田上会長が急用によりご欠席であり、また山本職務代理もご欠席であります。本来ならば会長のご欠席により職務代理者が代わってその事務を執り行うところではありますが、職務代理もご欠席であるため、本日も出席の委員の中から議長を選任し、本日の会議を執り行いたいと思います。これまでの例では同様の場合に出席委員の中で最年長の委員に議長をお願いしております。本日も出席委員の中では安津久人委員が最年長ですので、議長をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか（異議なし）。それでは安委員議長席へお願いいたします。なお、農地利用最適化推進委員は1名の出席です。</p>
安委員	<p>それでは急ではありますが、会長・職務代理とも本日も不在でありますので、私が議長として以後の進行をいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。</p> <p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号6番 谷内 誠一 委員及び 議席番号7番 奥堂 敏春 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。</p>

	<p>市長より提出のあった【議案第4号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p>
	<p><b>【議案第1号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局	<p>合計1筆111㎡で内訳は田が111㎡です。 農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島4番 高義見委員よりご意見願います。</p>
高委員	<p>先日に現場を確認してきました。申請地は譲受人の住居の隣に位置しておりまして、付近ではこれまでも耕作をしております。申請地を譲り受けた後もその土地を含め耕作していくとのことですので、所有権の移転により周囲に与える影響は無いものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第4号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第4号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>

次に市長より提出のあった【議案第5号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第5号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。

まず、所有権移転許可申請です。

**【議案第5号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】**

合計2筆213㎡で内訳は田が213㎡です。譲受人は申請地の隣の住居に住んでいる方です。目的は、駐車場及び物置の設置です。地図を見ていただきますと敷地内に建物があるように見えますが、これは前所有者のときに設置されたコンテナで、すぐ撤去が可能なものです。転用許可が下り次第撤去することです。

次に議案書7ページをご覧ください。地上権設定許可申請です。

**【議案第5号地上権設定、2番を議案書をもとに朗読】**

対象農地は計3筆 237㎡ですが、申請番号2番は電柱用地として一部転用をするものです。転用面積は電柱2本分0.23㎡です。実はこの件は風力発電の送電線を設置する計画の中で、いったん3年前に許可を得ていたものですが、その後計画の変更があり、昨年いったん取り下げのうえで再度申請をしたものであります。農地としては広がり10ha未満の農地なので2種農地であり、周辺に設置可能な用地が無い場合許可相当とするものです。なおこの一帯は基盤整備がなされており、農用地区域に含まれているものですが、現在電柱設置箇所につき除外の手続きを行っており、事前協議まで終わっているものですので、今回並行して転用申請を行い、除外を条件として転用許可がなされる見込みです。

申請番号3番は、申請番号4番と合わせてご説明いたします。8ページをあわせてご覧ください。

【議案第5号地上権設定、3番及び地上権・地役権設定許可変更申請を議案書をもとに朗読】

この申請番号3番・4番はいずれも風力発電会社の変電設備建設用地であり、令和2年4月に一度転用許可を得ているものです。

その後、事業の変更により一部使用しない土地が出たことから申請番号4番の変更申請をすると同時に、今回新たに申請番号3番の農地を使用する必要性が生じたため、新たな地上権設定の転用申請をするものです。変更及び追加の原因は、申請者が計画する変電施設用地の隣に別の風力発電会社の変電設備を建設する計画が出てきたため、両施設の用地の調整を行うものです。

当該農地も2種農地ではありますが、変電施設は計画地のすぐ隣にある電力会社の鉄塔に隣接して建設する必要があるため、申請地以外に用地が無いということです。

議長 それでは申請番号1番について、地区担当委員は私ですので、現地確認をふまえてご報告いたします。

安委員 先日22日に田上会長ほか農業委員、事務局と共に現場を確認してきました。申請地は事務局説明及び地図のとおり、申請者の住宅に隣接しております。周辺は宅地化が進んでおり、駐車場などの用地としても周辺への影響は無いものと考えます。以上です。

議長 次に申請番号2番から4番について、地区担当委員 議席番号7番 奥堂 敏春委員よりご意見願います。

奥堂委員 先日22日に現地を確認してきました。申請番号2番は電柱2本を立てる用地として、申請番号3番は風力発電の変電施設として新たに敷地が必要になったのでそのため、申請番号4番は施設の敷地に一部変更が生じるため、それぞれ申請してきたとのことですが、いずれも周辺に与える影響は無いと考えますのでよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑を許します。

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第5号】について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第5号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第6号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	議案書12ページをご覧ください。議案第5号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 まず、所有権移転許可申請です。  【議案第6号利用権集積計画を議案書をもとに朗読】  合計8筆20,396㎡で内訳は田が4,208㎡、畑が16,188㎡です。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第6号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第6号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第7号】の農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書17ページをご覧ください。議案第7号の農業振興地域整備計画の変更についてです。

【議案第7号農業振興地域整備計画の変更を議案書をもとに朗読】

うち新たに編入する農地は、中山間地域等直接支払制度の対象農地及び県営ほ場整備の対象農地となる田 15,643.95㎡です。

除外する農地は2件で 合計2筆 畑が2,826.23㎡です。このうち1件は議案第5号でお諮りした電柱のための敷地です。流れとしては除外があってから転用ということになりますが、今回は同時進行で申請があり、除外されたことをもって転用許可となるものです。もう1件は、これまでも風況調査や土質調査で一時転用許可を得ている山是清の風力発電事業につき、転用を前提としての除外を行うものです。

議長

これより質疑を許します。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第7号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって【議案第7号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に市長より提出のあった【議案第8号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書20ページをご覧ください。議案第8号非農地証明申請です。

**【議案第 8 号非農地証明、1 番を議案書をもとに朗読】**

合計 1 筆 201 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 201 m<sup>2</sup>です。

現在は山林となっているところで、昭和 6 0 年頃には同様の状態であったとのことです。農地性が無くなってから相当期間が経過しており、非農地証明の対象としうると考えます。

議 長 それでは、申請番号 1 番について、地区担当委員 議席番号 1 0 番 谷内 吉夫委員からご意見願います。

谷内委員 本件の申請地は、小池町集落から山側に上がったところ、三蛇山に繋がる林道の脇にあります。以前は現在の林道と同じ高さであり、はぎ掛けの場所として使っていたとのことです。林道工事に伴って現在は道から下がった状態になり、はぎ掛けができなくなってから現在の状態になったものです。以上です。

議 長 これより質疑を許します。

各 委 員 (質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

**【議案第 8 号】**について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって**【議案第 8 号】**は、原案どおり可決決定いたします。

次に**【報告第 3 号】**の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。

事 務 局 **【報告第 3 号相続による届出、1 番～ 4 番を議案書をもとに朗読】**



	<p>合計 36 筆 11,704.91 m<sup>2</sup> で内訳は田が 10,130 m<sup>2</sup>、畑が 1,574.91 m<sup>2</sup> です。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、【報告第 3 号】を終わります。 次に【報告第 4 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案書 26 ページをご覧ください。</p> <p><b>【報告第 4 号農地法施行規則該当転用届を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 1 筆 185 m<sup>2</sup> で内訳は田が 185 m<sup>2</sup> です。内容は、申請者が自己所有地に農業用施設を建設するものです。自己所有地に 2 a 未満の農業用施設を建設するという事で、転用許可が不要な例にあたります。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について、地区担当推進委員 輪島 4 番 高 義見 委員よりご意見願います。</p>
高 委 員	<p>ここは、能越自動車道建設の関係で、元々の農業用施設が使えなくなるということで、その代わりに自己所有地に農業用施設を建てようとするもので、特に問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>それでは、【報告第 4 号】を終わります。 次に【報告第 5 号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>

事務局	<p>【報告第5号農地改良届を1番～4番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計11筆4,761㎡で内訳は田が4,761㎡です。</p> <p>なお、当該農地は現況は田であります。畑地として改良し、ブルーベリーを耕作する予定です。ブルーベリー耕作に適した農地になるよう傾斜を付けた畑地にする予定ですが、余所からの土砂の搬入などはせず、耕作地内の土で改良するとのことです。耕作者は、昨年12月にこれらの農地に利用権設定をしている方で、今後新規就農者として取り組む予定です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>それでは、【報告第5号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。</p> <p>これにて、第2回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p>

令和4年2月24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

6 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

7 番

\_\_\_\_\_